

<b>未発生期</b>	1 ~ 3B
	新型インフルエンザの発生に備えるべき時期
<b>定義</b>	
	<p>海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期</p>
<b>基本的方向性</b>	
	<p>「青森県健康危機管理対策連絡会議」等を開催し、海外で発生した新型インフルエンザの情報をいち早く捉えることができる体制を整備するとともに、新型インフルエンザの発生に備えた対応の確認と準備を強化する。</p> <p>また、鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止に努める。</p>
<b>主な対策</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 新型インフルエンザサーベイランス<sup>( )</sup>体制の構築</li> <li>( 2 ) 情報提供体制の構築</li> <li>( 3 ) 医療に必要な物資の確保、効率的な活用</li> <li>( 4 ) 相談、検査体制の整備</li> <li>( 5 ) 医療体制の整備</li> <li>( 6 ) 防疫体制の構築</li> </ul>

「青森県健康危機管理対策連絡会議」において、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」の策定を行うとともに、同会議幹事会等を適宜開催し、情報交換や発生に備えた対策を協議する。また、同会議において各関係部局等における推進体制の構築の進捗状況の確認等を行う。

青森県新型インフルエンザ対策行動計画を実施するにあたり必要となる各種ガイドライン等の作成・見直しを行う。〔健康福祉部、各部局〕

## 新型インフルエンザサーベイランス体制の構築

### 1. 発生動向調査体制の充実

現行の感染症発生動向調査<sup>( )</sup>について、インフルエンザ定点医療機関<sup>( )</sup>(以下「患者定点」、「病原体定点」という。)からの情報の収集、分析体制を強化する。〔健康福祉部〕

例：県内発生・小流行期以降の段階に備え、既存の感染症発生動向調査システムを活用して感染症指定医療機関等における新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む。)の発生状況等をリアルタイムに把握できるようにする など

国の要請に基づき、クラスターサーベイランス<sup>( )</sup>、症候群サーベイランス<sup>( )</sup>の対象医療機関の選定及びリスト作成を行う。〔健康福祉部〕

### 2. 学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の充実

現行の学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告について、各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を充実する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

### 3. 国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する詳細な情報(感染経路、症状などを含む。)を収集する。また、その他国内外の情報を収集する。〔健康福祉部、農林水産部〕

主な情報収集源は、次のとおりである。

世界保健機関(WHO<sup>( )</sup>)、国際獣疫事務局(OIE<sup>( )</sup>)、国連食糧農業機関(FAO<sup>( )</sup>)

CDC

米国科学者協会(FAS<sup>( )</sup>): 感染症モニタリング・プロジェクト(Pro-MED<sup>( )</sup>)

独立行政法人動物衛生研究所 など

### 4. 「青森県・新型インフルエンザアラート」<sup>( )</sup>の構築

発生地域からの帰国者等で、新型インフルエンザの感染が疑われる者に対し、本人の同意を得て速やかに検査等を実施し、患者発生を早期に把握する「青森県・新型インフルエンザアラート」を構築し、まん延防止の徹底を図る。〔健康福祉部〕

国における新型インフルエンザに対する高感度検査キットの開発状況等に関する情

報を収集する。また、開発された場合には当該キットの確保を図るとともに、その使用にあたっては、有効性の確認を行う。〔健康福祉部〕

## 5．高病原性鳥インフルエンザの監視体制の充実

県内の家畜等におけるA型インフルエンザの動向把握、情報収集を図る。〔農林水産部、健康福祉部〕

県内における養鶏場等の監視体制の強化、渡り鳥や野鳥（留鳥）の不審死の情報収集と検査を行い監視体制の充実を図る。〔農林水産部、環境生活部〕

家きん<sup>( )</sup>飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。〔農林水産部〕

情報提供体制の構築	
-----------	--

### 1．県民への情報提供

県の広報媒体のほか、市町村等の関係機関やメディアの協力を得て、新型インフルエンザの基本的知識や標準予防策について、県民に情報提供を行う。〔総務部、企画政策部、健康福祉部、教育委員会、関係部局〕

海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザの発生状況やその予防策等の情報提供を行う。〔総務部、企画政策部、健康福祉部、農林水産部、教育委員会〕

様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、メディアの活用方法等について事前に検討する。〔企画政策部、健康福祉部、農林水産部〕

ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置する。〔企画政策部、健康福祉部〕

### 2．関係機関への情報提供

県医師会、市町村等の関係機関に対し、適宜説明会を開催し、新型インフルエンザ対策について周知を図る。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村等の関係機関に対し、迅速な情報提供ができるよう緊急連絡網（ファックスリスト、メーリングリスト等）を作成する。〔健康福祉部〕

保健所において、地域の関係機関による健康危機管理に関する説明会等を開催し、情報連絡体制を整備するとともに、発生時に備えた協議を行う。〔健康福祉部〕

### 3．情報提供に利用可能な媒体・機関

県、市町村、関係機関の広報媒体をリストアップし、様々な対象者を想定した広報

手段を整備する。〔総務部、企画政策部、健康福祉部、農林水産部、教育委員会、関係部局〕

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

### 1．抗インフルエンザウイルス薬の確保

抗インフルエンザウイルス薬（以下「抗インフルエンザ薬」という。）は早期治療薬又は予防薬としての効果が期待されることから、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき提示された県の備蓄目標量（12万人分）を踏まえ、リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の備蓄計画を策定する。〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の効果的な活用方法について検討し、使用計画を作成する。〔健康福祉部〕

各医療機関、市町村等に対し、医療従事者及び社会機能維持者等の発症予防及び感染拡大防止のための、抗インフルエンザ薬の確保等について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザ薬の適正な流通について依頼する。〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の使用にあたっては、副作用に関する事項について啓発及び情報提供をするとともに、薬剤耐性の監視を行う。〔健康福祉部〕

### 2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国が策定する接種に関する基本指針及び接種実施ガイドラインに基づき、接種に必要な資器材の確保、接種体制・接種の優先順位・対象人数等（医療従事者及び社会機能維持者等）についてワクチンの接種計画を策定する。〔健康福祉部〕

国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、国におけるプロトタイプワクチン<sup>( )</sup>原液の製造、貯留に関する情報収集を行う。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、県内の医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、緊急的にワクチン接種を必要とする対象者を把握する。〔健康福祉部〕

ワクチンの使用にあたっては、ワクチンの有効性や副反応等を把握する。〔健康福祉部〕

### 3．医療資器材等の確保

新型インフルエンザの発生及び流行に際し、必要とされる感染防護衣、医薬品、消

毒薬等の確保や使用に関する計画を策定する。〔健康福祉部〕

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（インフルエンザ迅速診断キット、新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保に努める。〔健康福祉部、農林水産部〕

各医療機関等に対して、医療資機材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の整備	
------------	--

1．相談

発生段階に応じた相談体制について、事前に検討し、必要な準備を行う。〔健康福祉部〕

健康福祉部内・各保健所内に、専用回線による電話相談体制の整備を図るとともに、相談対応マニュアルを作成する。〔健康福祉部〕

従来型インフルエンザ用ワクチンに関する情報を提供する。〔健康福祉部〕

2．検査

環境保健センターにおいて、国から示される新型インフルエンザ検査ガイドラインに準拠した検査体制を整備する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）からの検体の採取やその搬送に関するマニュアルを策定する。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1．指定医療機関の確保

国の要請に基づき、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診断・治療にあたる指定医療機関の整備を図る。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザが国内で発生した初期の段階では、なるべく特定の医療機関に患者を集約させる必要があることから、感染症指定医療機関等（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む。）に対して協力を要請する。〔健康福祉部〕

感染症指定医療機関の状況（2005年10月1日現在）
----------------------------

第二種感染症指定医療機関
--------------

医療機関数 4 ( 病床数 20 ( 室 14 )、うち陰圧病床<sup>( )</sup> 18 ( 室 12 ) )

結核病床を有する医療機関の状況 ( 2005年10月1日現在 )

医療機関数 4 ( 病床数 133 ( 室 42 )、うち陰圧病床 57 ( 室 18 ) )

国の要請に基づき、指定医療機関における必要な医療器材、県内流行期・大規模流行期における増床の余地に関して調査を実施し、その確保に努める ( 例 : P P E<sup>( )</sup>、レスピレーター<sup>( )</sup>、簡易陰圧装置 )。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、国が策定する新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン、新型インフルエンザ院内感染対策ガイドライン、新型インフルエンザ患者搬送ガイドライン等 ( 以上、随時の修正分を含む。 ) を周知する。〔健康福祉部〕

## 2. 県内流行期・大規模流行期における医療の確保

国の要請に基づき、県内流行期・大規模流行期において入院患者を受け入れることが可能な医療機関 ( 以下「協力医療機関」という。 ) の選定について検討する。 ( 例 : 協力医療機関として、以下の機関において優先的な対応について依頼する。 )

公的医療機関 ( 自治体立病院、日赤病院等 )

国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関

その他受け入れが可能な病院・診療所

## 3. 医療従事者の確保

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ院内感染対策ガイドラインの周知徹底を図る。〔健康福祉部〕

感染症指定医療機関等において模擬訓練等を実施し、感染症対応能力の向上を図る。〔健康福祉部〕

現在従事していない有資格者の活用やボランティアの医療行為以外への活用について検討する。〔健康福祉部〕

## 4. 患者搬送体制の整備

搬送時における感染予防策の徹底を図るとともに、県内発生・小流行期、県内流行期・大規模流行期には患者数の増加、入院の対象となる重症患者の増加が想定されることから、搬送体制について検討し、県の「患者搬送ガイドライン」を作成する。〔健康福祉部、総務部〕

トリアージ方針 ( 新型インフルエンザ疑い患者の感染症指定医療機関等受診への誘導の仕方 ) を検討し、トリアージ対応マニュアルを作成する。〔健康福祉部〕



## 5. こころのケア対策

新型インフルエンザの流行に伴う心的外傷後ストレス障害（PTSD）<sup>( )</sup>の対応について検討する。〔健康福祉部〕

## 6. その他

県内流行期・大規模流行期を想定し、入院可能な病床数が不足する場合は、学校等の公共施設等を患者（流行のピーク時で1日最大1,160人を想定）の収容を行う大型施設として使用することを検討する。なお、患者を収容する大型施設の医療従事者の確保についても併せて検討する。〔健康福祉部〕

児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について検討する。〔健康福祉部、関係部局〕

国の要請に基づき、火葬場の処理能力についての把握・検討する。〔健康福祉部〕

防疫体制の構築	
---------	--

### 1. まん延防止対策

平常時から、県民等に対して、手洗いやマスク着用などの標準予防策<sup>( )</sup>、飛沫感染予防策、接触感染予防策の徹底を図るよう周知する。特に児童及び高齢者や障害者等の入所施設において集団感染が発生しないように、これら感染予防策の徹底の周知を含めた事前対策に努める。〔健康福祉部、教育委員会、総務部〕

### 2. 水際対策の強化

海外渡航者に対する高病原性鳥インフルエンザ感染防止のための注意喚起を行い、海外から高病原性鳥インフルエンザの流入を防止するため、検疫所等と連携を強化する。〔農林水産部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部、企画政策部〕

高病原性鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）が発生した場合、その者に対して出国自粛を求める。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

### 3. 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

県内でのトリにおける鳥インフルエンザの発生に備え、高病原性鳥インフルエンザ

の防疫体制の整備を行う。〔農林水産部、総務部〕

県内でのトリにおける鳥インフルエンザ発生時において、農場関係者や防疫関係者等への感染予防策等（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種及び必要に応じて抗インフルエンザ薬の予防投与等）を徹底する。〔農林水産部、健康福祉部〕

県内での鳥インフルエンザ発生時において、「青森県高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、関係者の健康チェックやヒトへの感染が疑われる場合に対応する検査体制等の整備に努める。〔健康福祉部〕

県内での鳥インフルエンザ発生時において、県警察は必要に応じて周辺地域において警戒活動等を行う。〔警察本部〕

ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行う。〔健康福祉部〕

学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。〔農林水産部、教育委員会、総務部、健康福祉部〕